

【1頁より】

- ロ 当該著作物について慣行に従い継続して出版行為を行う義務
- 二 前条第一項第二号に掲げる権利に係る出版権者（次条第一項第二号において「第二号出版権者」という。）次に掲げる権利
 - イ 複製権等保有者からその著作物について公衆送信を行うために必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について公衆送信行為を行う義務
 - ロ 当該著作物について慣行に従い継続して公衆送信行為を行う義務

——ややこしいのでまとめてみると、以下ようになる。

これまでの出版権を紙の出版と、電子出版に大別して、

- 1 紙の本（およびパッケージ型の電子書籍）の複製・頒布を「出版行為」と名づけ、「出版することを引き受ける者」に「第一号出版権」名づけた紙の書籍の出版権を設定することができる。
- 2 電子書籍をインターネットで頒布することを「公衆送信行為」と名づけ、「公衆送信を行うことを引き受ける者」に「第二号出版権」名づけた電子書籍の出版権を設定することができる。

条文で見る限り、紙と電子の権利は独立的になっていて、それぞれ別の者に設定することが可能だ。さらに、電子書籍

の出版権についての条文には、「出版」という語が使われず、「公衆送信を行うことを引き受ける者」に電子書籍の出版権を設定できるということだ。

ここが冒頭の、中学生たちの疑問と関連する。電子書籍について「公衆送信を行うこと」というのは、紙の書籍について言えば「印刷・製本すること」にあたり、それでは「出版すること」にならないではないか。つまり、この改正案の条文を見るかぎり、本のデジタルデータを集めただけの、企画・編集等、これまでの概念の「出版」を行わない配信業者（例えばアマゾンとか、グーグルとか）が、（著者との契約さえ結べば）「第二号出版権者」として参入できるということだ。グーグルやアマゾンが、既存の書籍の膨大なデジタルデータを既に持っていることはご存知の通りで、ここは基本にかかわる問題だ。

また、紙と電子の出版権が別々に設定できることから、紙の出版権のみしか契約できなかった出版権者は、その紙の出版物から作製されたデジタルの海賊版について、対抗することができない。ここにあげた条文以外をみまわしても、その場合に対応した海賊版対策の条文はなく、出版社としては紙と電子両方の出版契約を結ぶ以外ない。しかし、現にこれまでに出版された膨大な量の紙の出版物は電子の契約などももちろん結んでおらず、やはり紙の書籍の出版権しか持たない出版社がデジタル海賊版になら対抗できないのは問題だ。

出版協はさっそくこれらの点の修正を

求める声明（下記参照）を発表した。

今日4月2日から衆議院文部科学委員会で、この法案の審議が始まった。さっそく、与党の議員含めて各質問者がこの、電子書籍の出版権者の問題を取り上げている。ぜひ、法案改正の趣旨を生かすような修正を望みたい。

なお、条文を掲げた第八十号第三項にあるように、今回の改正案では、これまで出版権者に認められていなかった「再許諾」が、紙・電子とも（著作権者の承諾があれば）可能とされている。これまで、自社の単行本が文庫化される際など、元の単行本の版元は文庫出版社に再許諾をすることができない、という第八十条第三項の規定により、文庫出版社ときちんとした交渉ができなかった。これが改正されることは歓迎したい。

余談だが、この改正案が示されたとき、電子出版の条文になぜ「出版」の語が使われていないのかという出版関係者の質問に、文化庁の関係者が「法律の語は『広辞苑』に記された意味にしか使わない。『広辞苑』では紙の印刷物しか「出版」としていない」と答えたとか。あらためて『広辞苑』をみると……。

しゅっぱん【出版】 文書・図画を印刷してこれを発売・頒布すること。（『広辞苑』三版）

うへん。中学生たちにした説明を『広辞苑』の編纂にあたる方々にもしたほうがよさそうだ。

【声明】「著作権法の一部改正案」の修正を求める

出版者への権利付与は、出版者の電子出版への対応と海賊版対策を目的に検討されてきたが、閣議決定された「著作権法の一部を改正する法律案」は残念ながらその目的を達成するには、以下の点で不十分なところがあり、修正するよう求める。

- 1 改正案79条は、現行法の「出版することを引き受ける者」ではなく、「出版行為又は公衆送信行為を引き受ける者」に対し出版権を設定できることになっているため、「公衆送信行為を引き受ける者」（第二号出版権者）に出版権を設定できる。これでは、単なるプラットフォーム、電子配信業者が出版権者になることになる。また、いわゆるホームページ、ブログ、メールマガジン等にも第二号出版権（電子出版権）が設定可能となり、第二号出版権者というかたちで出版権者の無制限な拡散が引き起こされ、混乱が予想される。改正案は、出版者に本来の紙の出版に加えて電子出版に対応できるようにするという法改正の目的とは著しく異なるものになっている。

改正案は、「原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利」（第80条第二項）、つまり著作物の複製物を用いてインターネット送信等を行う権利を設定された者を、第81条で「第二号出版権者」と呼んでいる。これは、改正法案が、「公衆送信」の概念のなかに「放送」「有線放送」「自動公衆送

信」などに加え、「公衆送信行為」という名称で「電子出版」の概念を事実上設けたことを示している。したがって、改正案の出版権の設定は、以下のような趣旨のもとに、出版並びに電子出版を引き受ける「出版者」に対し出版権を設定するよう修正することを求める。

「著作権者は、その著作物について、以下の行為をもって出版を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

- ① 文書又は図画として出版すること（記録媒体に記録された著作物の複製物により頒布することを含む）【紙媒体による出版やCD-ROM等による出版】
 - ② 記録媒体に記録された著作物の複製物を、**公衆送信を用いて電子出版すること**【インターネット送信等による電子出版】
- 2 海賊版対策は、出版者が契約により第一号出版権者【紙媒体による出版やCD-ROM等による出版】並びに第二号出版権者の両方を得ない限り、出版社としては対策がなく、海賊版対策としては不十分である。海賊版のほとんどが紙の出版物からのデジタル海賊版である現状を踏まえ、第一号出版権のみの出版者も海賊版対策が可能となるよう、この点の法案の修正を求める。

なお改正案が、設定出版権の再許諾や損害賠償請求権を出版権者に認めていることは歓迎する。

(2014年3月14日)